

令和6年度第2回浦安市子ども・子育て会議議事録

1. 開催日時 令和6年11月11日(月) 18時00分～19時15分
2. 開催場所 浦安市役所 庁舎4階S2、S3、S4会議室
3. 出席者

1) 委員

15名出席 過半数出席により会議成立

櫻井委員(会長)、砂上委員(副会長)、佐藤委員、梅本委員、小笠原委員、鈴木委員、吉沢委員、白井委員、大島委員、大塚委員、森田委員、笠原委員、竹内委員、堀金委員、藤田委員

2) 事務局

【健康子ども部】山崎部長、宇田川次長

【健康子ども部子ども課】鈴木課長、熊川係長、枝川、藤平、山内

【健康子ども部保育幼稚園課】植草課長

【健康子ども部青少年課】佐藤課長

【健康子ども部母子保健課】阿部課長、手島課長補佐、阿部係長、岡本係長

【健康子ども部子ども家庭支援センター】河口所長、菅谷副主幹

【健康子ども部東野(高洲)児童センター】高梨所長

3) 傍聴者1名

4. 議事

- 1) 市内私立幼稚園の新制度移行について 資料1
- 2) 第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画(案)について 資料2
 - ・指摘事項および法改正等対応に係る新旧対照表 資料3
 - ・教育保育における量の見込みと確保方策
 - ・地域子ども・子育て支援事業における利用量の見込みと確保方策
- 3) 今後のスケジュールについて 資料4
- 4) その他

5. 会議経過

(冒頭)

会 長：第3期子ども・子育て支援総合計画については、8月に市長から諮問を受けたことに対し、庁内検討会やこの会議の場で委員の皆様の意見を反映させた後、答申として提出いたします。つきましては本日の委員の皆様からのご意見の集約や文言一部修正については、私にご一任いただけますでしょうか。

委員一同：異議なし。

1) 市内私立幼稚園の新制度移行について

会 長：次第に沿って議事を進行します。事務局より議事1の説明をお願いします。

事 務 局：説明省略

会 長：只今の事務局説明を受けてのご意見・ご質問はありますか。

委員一同：質問なし

2) 第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画（案）について

委員：53ページの⑦子育て短期支援事業について、親子で一緒にショートステイを利用することも、今回の法改正で可能になっていると認識しています。子ども本人から希望した時にどのように対応されるのかの記載がありませんが、確保方策に織り込んでいるのか確認したいです。施設でのショートステイの見込み量が示されていますが、里親ショートステイも活用することを織り込んでいますでしょうか。2点目に、58ページの新しい3事業のうちの⑭子育て世帯訪問支援事業について、令和11年度に②確保方策-①量の見込みが0になるように設定してありますが、52ページ④乳児家庭全戸訪問事業や、⑤養育支援訪問事業と非常に関連が深いと考えます。そうした場合、52ページ④養育支援訪問事業の量の見込みを見ると、数が少ないように感じます。もう少し必要ではないかと考えるため、見込みの考え方を確認したいです。3つ目に、58ページの⑮児童育成支援拠点事業についての量の見込みの算出方法について、一時保護解除の実人数としたとありますが、この事業は実際は、一時保護が解除された子ども以外に、措置解除後の子どもや在宅家庭の子どもも対象になっています。一時保護解除だけでなく、措置解除となった子ども、在宅の家庭においても同様に利用が見込まれる事業なので、カバーしているのかを確認したいです。

事務局：1点目の質問について、53ページの⑦子育て短期支援事業（こどもショートステイ）について、法改正が行われたことで利用しやすくなった点についてご質問いただいたかと思います。現在、浦安市では、施設において支援事業を実施しています。里親ショートステイについての拡充は存じていますが、本計画においては、施設における確保方策で対応しています。親子で一緒にショートステイは、県の生活支援施設などの類似制度は別途あり、本市における子育て支援事業において、施設での親子利用については現在行っていないことから検討課題となっています。こども本人の利用希望については、保護者が反対することは考えづらいですが、これまでも現在でも利用希望を尊重したうえで保護者と調整を行っており、場合によっては事後的に調整を行うなどしているため、引き続き同じ対応をしていきたいと思っております。2点目について、⑭子育て世帯訪問支援事業の量の見込みが⑤養育支援訪問事業との兼ね合いの点で、見込み数字についての質問がありました。⑤養育訪問支援事業については、訪問看護、助産師、ホームヘルパーの派遣をニーズに合わせた訪問事業を行っています。こども家庭センターとして把握した家庭に派遣しています。これは、実績に合わせた見込みとしています。⑭の子育て世帯訪問事業は、これから実施していく中で、ヤングケアラーについても見込んでいきたいと考えていますが、この見込みが少ないというご指摘でしょうか。

委員：事業の中身は理解しているつもりですが、少ないと感じます。

事務局：⑭子育て世帯訪問事業の対象者がもう少し増えてくるという指摘ですが、確かにヤングケアラーもこれまで取り組んでいなかったところがこれから増えてくる可能性はあります。また、今までは訪問看護と助産師のニーズが高く家事支援のニーズはあまりありませんでしたが、必要だという意見も出てきています。子育て世帯訪問事業は、今後新しく予算を取っていく事業なので、数字の見直しは必要であると考えています。3点目の⑮児童育成支援拠点事業の見込みは、一時保護解除の実人数とし、年間20人程度が児童相談所で一時保護となっています。その中で、この施設を使う可能性がある方が約20名程度であると見込んでいます。他の市町村においてもこの制度は始まっていないので、今の実績の中で考えられる仮定量を見込んでいます。

委員：58ページの⑭子育て世帯訪問支援事業、⑮児童育成支援拠点事業、⑯親子関係形成支援事業の3つの新しい取組について素朴な疑問があります。一番子どもに関わっている教育委員会の指導

課が担当課として記載されていないのはなぜでしょうか。

事務局：現時点では担当課として記載がありませんが、事業を実施する上では連携を図っていくため、必要に応じて適宜加えていきたいと考えています。

委員：子どもに関わっているのは学校がメインなので必要だと思うので、ぜひ、教育委員会指導課を追記していただきたいです。

事務局：検討いたします。今、新たな3つの事業を考えるにあたり、⑭子育て世帯訪問支援事業については、ヤングケアラーのことを取り上げることについて指導課と一緒に検討しています。計画上ではこの事業の担当には入っておりませんが、次世代育成支援対策関連事業⑭ヤングケアラー支援事業においては担当課として指導課、社会福祉課も入っている状況です。⑯親子関係形成支援事業でも指導課は入っておりませんが、福祉部と連携しております。ご指摘いただいた教育の視点は意識して進めていきます。

委員：60ページの⑰乳児等通園支援事業の量の見込み算出方法について、「対応できる園を14園と見込み算出した」とありますが、この14園はどのように算出しましたか。

事務局：既存施設の数を基に、保育所（10施設）を中心に、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模事業所等14施設での実施を想定しております。令和8年度の本格実施に向けて、必要な準備を進めてまいります。

委員：コラムをいれてわかりやすくなりましたが、浦安市としての在り方・独自性がわかりにくいと感じます。イラストや図表などを用いて市民の人に分かりやすくしてほしいです。また、冒頭の市長挨拶文に浦安市の在り方・独自性・大事にしていることを強調すると市民にとって魅力に映るのではないかと思います。2点目に、⑯親子関係形成支援事業の量の見込み算出方法で、「こども家庭センターで取り扱っている世帯」とありますが、この世帯はどのような世帯でしょうか。また、この事業はどのような形で市民に周知されるのでしょうか。この文面を見ると、ある程度支援を受ける条件が絞られるのであれば、市民に広く支援する事業にはなりにくいのではないかと思います。3点目に、未就学児・未就園児の障がい児を育てる世帯においても福祉の範疇にならずに、同じ子どもを育てる一つの家庭の中で、福祉的なニーズもある家庭として位置付けていただきたいと感じています。障がい児を養育している家庭の話を知ると、同じ子育てをする同世代の方の理解も必要とされているそうです。社会全体として、同じ子育てをする同世代の方に理解して温かい目で見守っていただけるような表現を加えていただけると嬉しいです。

事務局：浦安市の独自性の部分は、ご意見を踏まえた表現ができないか検討します。⑯親子関係形成支援事業については、こども家庭支援センターとして母子保健課やこども発達センターと一緒に動いており引き続き細かく詳細を決めていきます。実際にこども家庭センターで取り扱うのは特定の妊婦、虐待のリスクがある家庭、虐待はなくても困っている世帯なども含まれています。その中でどのように対象者を絞るかの詳細はまだ決まっていないので、ご意見を参考に検討したいと考えております。

会長：この計画における「こども」は何歳までが対象でしょうか。親の元にいる18歳以上の大学生がいる家庭でもショートステイを使いたいと思われる方も多々いるのではないのでしょうか。行く場所がなく親の保護のもとで暮らしているお子さんもたくさんいます。これから、自立してアルバイトしたらいいと言いたい子どももいるので、難しいと思います。その場合にショートステイなどを使えたらよいと思います。まずは、こどもの定義はどこまでか説明いただきたいです。

事務局：この計画ではこどもの定義においての年齢は区切っていません。第2期（現計画）では児童福祉法で考えられている18歳未満の児童を扱っていました。その後、令和5年4月にはこども基本法が制定され、こどもの定義として心身の発達過程にあるものとされ、年齢で区切るものではないとされています。また、児童手当・児童扶養手当などの手当については18歳前後の学年で考えられています。20代・30代も若者として含まれる場合や、高齢者も父母からみれば相対的には「子ども」になります。そのため、こどもを各法令や制度ごとに年齢で区切る場合はありますが、全体として、こどもを区切る必要性はないということで、本計画では区切っていません。ただ、4ページでこどもの定義は「各法令や制度ごとに異なり、一般に心身の発達過程にある者である」という考え方は示しています。

会長：行き場がないこどもが新宿のシェルターなどに行かなくても済むようなところがあれば良いと思います。浦安市では3つの大学もあり大学生も増えているので、誰もが安心して暮らせる良いところだと、もっと浦安市に住み着いてもらえんと思います。こどもの概念が幅広くなっており、若者も含んだ未来ある人たちのための計画であることを念頭に置いて考えていただきたいです。

委員：在宅の家庭で虐待等があっても支援が受けられないまま青年期を迎えるこどもは、家庭支援事業の一つの児童育成支援拠点事業がカバーしています。市町村事業ではない都道府県事業について、この計画に直接書き込めないかもしれませんが、類似の事業があり市町村も活用する必要があるという考え方だけでも記載しておくことは大事だと思います。例えば社会的養護等自立支援事業ですが、新しく始まった事業は、社会的な支援制度に結び付かず、支援を受けられなかったこどもたちへの支援もその事業の中で考えられていくことにもなるので、考え方としていれていただくとうありがたいです。

委員：6ページの子ども・若者等からの意見聴取のグラフでは20代の回答が一番少なく、それを見る限りだと大学生の年代が地域や浦安市とのつながりが薄れていることが見て取れます。学生は地域に関わる機会が少なくなっていると感じており、行き場所がない人、東横キッズと呼ばれる人もたくさん見ます。学校や地域のつながりが少なくなると大学生の年代が集まれる場所や、安心していられる場所があれば、危ない場所に行かなくなり、薬物などに手を出す人も防げるのではないかと感じました。

会長：これからは、より多様性が求められる社会になり、性的指向の自由や外国籍の方もいらっしゃるのて、さらにいろいろな意味で対応も難しくなってきます。浦安市はグローバルな市であってほしいので、それも盛り込んでいただきたいです。浦安市の面積は小さいですが、ディズニークリープがあり大勢の方が来るので、世界的には知られていると思います。最近、良いAIが出来ているので、英語版を概要みたいところだけでも英語表記があれば良いと思いました。

3) 今後のスケジュールについて

会長：質問が無いので、事務局により連絡事項について説明をお願いします。

事務局：事務局連絡

会長：本日はこれで会議を終了します。ありがとうございました。

4) その他